

# 都市ガス分野における災害時連携計画の 記載項目（案）について

令和4年6月28日  
経済産業省 産業保安グループ  
ガス安全室

# 都市ガス分野における大規模災害時対応に係る制度の変遷

## 【昭和43年】

- 昭和39年の新潟地震を契機として、日本ガス協会は、被災事業者や日本ガス協会等の相互間の応援体制等を定めた「非常事態における応援要綱」を制定。大規模災害時の対応等を踏まえ、順次、必要な見直しも実施。

## 【平成27年】

- ガス小売全面自由化後を見据え、ガス事業法改正により、「一般ガス導管事業者」と「ガス小売事業者」を含めた全てのガス事業者間の連携協力規定（ガス事業法第163条）を措置。

## 【平成28年】

- ガス事業法第163条の連携協力規定に関して、一般ガス導管事業者とガス小売事業者その他の関係事業者による取組を促す指針を示すため、「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」（経済産業省）を策定。

## 【令和4年】

- 今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模災害の発生が懸念されていること等を踏まえ、ガス事業法改正により、一般ガス導管事業者に災害時連携計画の策定・届出義務（ガス事業法第56条の2）を措置することにつき、第208回国会で可決。

## （参考）ガス事業法第163条に基づくガス事業者間の連携協力の規定

（ガス事業者間の連携協力）

第六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

# ガス事業法第56条の2に基づく「災害時連携計画」の規定

(災害時連携計画)

第五十六条の二 一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項
- 二 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

- 一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。
- 二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。
- 三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

# 災害時連携計画に盛り込むべき項目（案）

## ① 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

災害時の出動基準や災害対策本部の設置基準、情報連絡体制

## ② 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

災害時に実施する応援派遣について、その要請方法、規模

## ③ 復旧方法等の共通化に関する事項

応援派遣される組織が用いる資機材や復旧工事の方法等

## ④ 災害時において復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

災害時の連絡方法や連絡内容、非常通信手段の確保

## ⑤ 臨時供給設備の派遣及び運用に関する事項（※）

重要施設に臨時供給を行う移動式ガス発生設備の運用・管理

## ⑥ 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項（※）

消防、警察、自治体等各関係機関との情報連絡手段

## ⑦ 共同訓練に関する事項（※）

ガス防災支援システムの操作訓練及び応援受入の演習について 等

ガス事業法第56条の2第2項  
第1号及び第2号に基づき規定

ガス事業法第56条の2第2項  
第3号を受け、ガス事業法施行  
規則に規定（案）

※「非常事態における応援要綱」と比較し、新規に追加した項目

## 参考 1. 災害時連携計画に記載する具体的な内容について

- 「災害時連携計画」を制度化するにあたり、例えば、以下の内容を記載する。
- 一般ガス導管事業者とその他のガス事業者※との役割関係に留意し、経産省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」や、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」等の既存の取組との整合性を確保する。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」

### ① 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

災害時の出動基準や災害対策本部の設置基準、情報連絡体制等

### ② 一般ガス導管事業者による従業員の派遣及び運用に関する事項

一般ガス導管事業者が災害時に組織する応援派遣について、その要請方法、規模等

### ③ 復旧方法等の共通化に関する事項

応援派遣される組織が用いる資機材や復旧工事の方法等

### ④ 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

災害時の一般ガス導管事業者相互の連絡方法や連絡内容、非常通信手段の確保等

### ⑤ 臨時供給設備の派遣及び運用に関する事項

病院等の重要施設に対する臨時供給を行う移動式ガス発生設備の運用・管理等

### ⑥ 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

災害時の一般ガス導管事業者相互の連携にあたって、消防、警察、地方自治体等各防災関係機関と相互の連携を行うための情報連絡の方法等

### ⑦ 共同訓練に関する事項

ガス防災支援システム「G-React」等のシステム操作訓練及び応援受入の演習について

等

## 参考 2. 災害時連携計画の記載内容のイメージ（案）

### ① 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

- 災害時の出動基準や災害対策本部の設置基準、情報連絡体制等。
- 具体的には、あらかじめ定められた社員・職員の出勤、被害状況を把握する体制を整備するための災害対策本部の設置、情報連絡を行うための責任者等の設定等。

### ② 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

- 災害時に実施する応援派遣について、その要請方法、規模等。
- 具体的には、日本ガス協会を通じた応援要請方法や、被災事業者が応援規模を決定する際の条件等。

### ③ 復旧方法等の共通化に関する事項

- 応援派遣される組織が用いる資機材や復旧工事の方法等。
- 具体的には、被災事業者が応援事業者に対し要請を行った際の特殊資機材の要否の連絡、復旧工事に当たっての事前の確認事項や実施の流れ等。

### ④ 災害時において復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

- 災害時の連絡方法や連絡内容、非常通信手段の確保等。
- 具体的には、被災事業者は、ガス防災支援システムに必要な情報を適時適切に入力すること、復旧状況の把握のため、「復旧進捗見える化システム」（日本ガス協会提供）等の活用を検討することや災害時有線電話に加入すること等。

## ⑤ 臨時供給設備の派遣及び運用に関する事項

- 重要施設に臨時供給を行う移動式ガス発生設備の運用・管理等。
- 具体的には、移動式ガス発生設備の数や要員等が不足する場合の応援要請方法、ガス防災支援システムへの移動式ガス発生設備の保有台数の登録等。

## ⑥ 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 消防、警察、自治体等各関係機関との情報連絡手段等。
- 具体的には、災害の発生が予想され又は発生した場合に、関係機関との相互情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認すること等。

## ⑦ 共同訓練に関する事項

- ガス防災支援システムの操作訓練及び応援受入の演習等。
- 具体的には、災害時の応援を適切かつ円滑に実施すると共に、平時から応援受入体制を構築するため、ガス防災支援システムの操作訓練及び応援受入の演習を行うこと等を定めること等。

# 災害時連携計画に係る今後のスケジュール（予定）

## 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律

令和4年

6月22日 : 公布

※ 災害時連携計画に係る施行期日については、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」（附則第1条第2号）としている。

## 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案（予定）

令和4年

8月下旬 : 公布

9月上旬 : 施行

## ガス事業法施行規則の一部を改正する省令案（予定）

令和4年

7月上旬～下旬 : パブリックコメント

8月下旬 : 公布

9月上旬 : 施行

## 参考3. 一般ガス導管事業者に対するヒアリング及びアンケート結果

- 今般のガス事業法改正により、都市ガス分野における災害時連携計画の策定・届出を義務化。
- これに先立ち、都市ガス分野における災害対応の実効性を高めるため、**全ての一般ガス導管事業者を対象**に、令和4年3～4月にかけて、応援派遣・受入に係る課題や国への要望等の有無、更に今後重要性を増すと考えられるデジタル化について、**ヒアリング及びアンケート調査を実施**。

### 工具等の統一化

- **バルブにより開閉器の形状が異なる**ため、**応援で持ち込んだものを使えない可能性**がある。
- PE管の融着の機材について、メーカー各社では仕様が異なるため、別メーカーの相互利用ができない。

### 関係機関への働きかけ

- **前進基地の用地確保等が大きな課題**となっているため、**国から自治体に協力要請**があれば用地確保がしやすくなる。

### デジタル化を含む災害対応の実効性を高める取組

- **高機能メータの導入**により、復旧時間の短縮が見込まれるが、**導入費用が高く、中小事業者にはハードルが高い**。
- 現行のガス発生設備は低圧のみ。中圧へ対応するためには、**LNGローリー直結の大型の気化器等の導入が必要**。
- 低圧の範囲での供給停止には**各ガバナに制御装置が必要**だが、導入費用が**高額であるため躊躇**している。
- デジタル人材育成のため、カリキュラムの提供、講師の派遣、講習会の開催等支援してほしい。

# 参考 4. 一般ガス導管事業者に対するヒアリング及びアンケート結果を踏まえた対応案

- 調査の結果、工具の統一化、前進基地となる用地確保等に向けた関係機関への働きかけやデジタル化を含む災害対応の実効性を高める取組について、課題や要望等が明らかとなった。
- このため、災害時連携計画の策定と並行的に実態把握していく予定。

	課題	対応（案）
1. 工具等の統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実態上は<u>大手の応援事業者が被災事業者の設備に対応した機材を持ち込む</u>ため、<u>復旧作業に大きな影響は生じないものの</u>、使用する機材が異なる事例が複数存在することを確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>アダプタの導入支援等</u>、日本ガス協会とも相談しつつ、<u>対応方法を検討</u>。</li> </ul>
2. 関係機関への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に<u>前進基地となる用地確保</u>、応援事業者の車両燃料確保等に関する<u>国から関係機関等への働きかけ</u>に関する要望あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>関係機関等への要請文書</u>（前進基地の用地確保等）の<u>発出</u>に向けて、引き続き、内閣府等と調整を重ねていく。</li> </ul>
3. デジタル化を含む災害対応の実効性を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>復旧時間の短縮が見込まれる設備等の導入を検討</u>しているが、導入費用が高く、中小事業者には<u>ハードルが高い</u>。</li> <li>● <u>デジタル化の重要性は認識</u>しているものの、<u>コスト面等の問題</u>であることから、<u>人材面の支援</u>や将来的な導入が見込まれる<u>スマートメーターの導入補助に関する要望</u>あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>災害対応の実効性を高める取組</u>等、日本ガス協会とも相談しつつ、<u>対応方法を検討</u>。</li> <li>● <u>デジタル化</u>については、<u>人材面など既存の支援策の活用</u>の他、今年度の委託事業の中で、災害対応も含めた<u>ガス事業全体におけるデジタル化に向けた調査を実施</u>予定。</li> </ul>